

別府相続遺言支援協会報酬規定

平成28年7月1日
別府相続遺言支援協会

当協会の、相続手続支援に係る報酬を次のとおり改定する。
当協会の、相続手続支援に係る報酬は、下記により算定するものとする。

記

要素1 遺産分割協議書作成費用

相続人1人 × 27,000円(消費税込み)
又は相続財産の1%のうち、どちらか大きいもの。

要素2 相続執行手続き一式(司法書士費用は別途)

当該要素は、主に①相続人の確定、②財産目録の作成、③相続人関係図の作成及び相続財産配分表の作成等に係る費用とし、原則として時間給10,800円/2時かつ14日を基礎とした日当的費用である。
また、当該費用には、当然にして他士業者との調整費用も含む。

要素3 戸籍謄本等行政書類取得費(本人で取得の場合は不要)

当該要素は、行政書士田邊法務事務所報酬費用の請求及び精算等に関する規程(以下「事務所請求規程」という。)の別表1に規定する取得費用を準用する。

上記要素1～3の合計額を原則として報酬の全体額とし、着手金としてその50%を受取の後、事務に着手する。

【計算表】要素2が定額の場合(例示)

要素1	相続人の数	単価	計
分割協議書	7	27,000	189,000
要素2	標準処理日数(14日)	単価(2時間)	計
執行手続一式	14	10,800	151,200
要素3	1080*6	単価(基礎10,800)	計
取得費用	6,480	10,800	17,280
合計			357,000

[=ROUNDDOWN(a,-3)]

【計算表】要素2が相続財産の1%の場合(例示)

要素1	相続人の数	単価	計
分割協議書	7	27,000	189,000
要素2	相続財産額	単価(1%+税=1.08)	計[=ROUNDDOWN(a,-3)]
執行手続一式	29,144,377	0.0108	314,000
要素3	1080*6	単価(基礎10,800)	計
取得費用	6,480	10,800	17,280
合計			520,000

[=ROUNDDOWN(a,-3)]

附則 これまでの協会に関する規程を平成28年7月1日付けですべて廃止し、本日以降は本規程を適用する。